

# 太宰府の文華く公文書館だより141く

## 大内氏の半済はんぜいと天満宮領おおうらし

ページID：7241

半済とは、年貢などを半分だけ領主に納入することを意味し、鎌倉時代から事例が見られます。南北朝時代になると、室町幕府が内乱の中で臨時に戦費を捻出するため、貴族や寺社の領地において半済を実施し、年貢の半分を武士たちに分け与えるようになります。続いて年貢を折半するだけでなく、土地自体を分割し与えるようになりました。

この半済によって分割された領地を武士たちに預ける権限を、幕府は各国の守護に与えたので、守護たちはこれを利用して管轄国内の武士たちとの間に主従関係を形成していききました。さらに守護は独自の意思で半済を行うようになり、自らの領国統治の手段として役立てていきます。今回取り上げる大内氏による半済も、その中の一つです。

大内氏の半済については、すでに研究成果が発表されているので、こちらを元にご紹介します。同氏が実施した半済は大きく二つに分けられ、一つは一国全体あるいは領国全体の寺社の領地で一律に行われる惣そう

国準拠こくじゅんきよの半済と呼ばれるもので、もう一つは個別の寺社領で行われる半済でした。前者は大内氏が大規模な戦争をする際に必要な費用を確保するための手段で、後者は個々の事情に応じた小規模なものです。ここでは後者について、太宰府天満宮の領地を例に挙げてみます。

天満宮の社家の一つである満盛院まんじょういんの領地に、筑前国早良郡の戸栗・重富とみ（現福岡市西区く早良区）があります。この地については前に取り上げたことがあります（2021年10月号・22年1月号）、大内氏が他国から亡命してきた人々そうやまとのかみ（宗大和守・千葉胤勝・龍造寺胤栄りゅうぞうじなねみつら）を庇護し、一時的にこの地で領地を与えていたことをご紹介しました。実はそのたびに大内氏は両所に半済を実施し、亡命者に与える領地を作り出していたのです。それは史料が残る分だけでも、戦国時代に4回も確認できます。よって領主である満盛院は、たびたび領地の半分を没収されて迷惑し、そのつど大内氏に返還してくれるよう訴えざるを得ませんでした。大変な労苦だったのではないかと思います。

太宰府市公文書館 大塚 俊司おおくさ しゅんじ

# 太宰府の文華く公文書館だより142く

## 近世紀行にみる太宰府

### ―『太宰府紀行』―

ページID…7241

『太宰府紀行』は、石見国（現・島根県）津和野から太宰府への旅を記録した、寛政8（1796）年の紀行文です。作者の氏名は記されず、詳細は不明です。ただ、記述の端々から、津和野の富裕な商家の人ではなかったかと想像されます。

津和野を出発したのは9月8日で、太宰府到着は18日。すぐに天満宮に参詣し、延寿王院役僧の案内で境内を見廻っています。太宰府には二泊して、光明寺、観世音寺、戒壇院、都府楼跡、武蔵温泉を観光しました。帰路では、櫛田神社、箱崎宮、香椎宮に立ち寄りながら、27日に津和野に帰着しました。

『太宰府紀行』の特徴は、具体的に詳細な道中の記述です。往路では飯塚の先で長崎街道を離れ、米ノ山峠を越える昔の官道を通じて太宰府に入りますが、他の紀行では省略される途中の小村や小道についても丁寧に記しています。「長尾（現・飯塚市）と云町有り。此町尻を直に行ば長崎道なるゆへ、右の方山添の小道を行く。田中の細道を経、半里ほ

どたどりで山口（現・飯塚市）と云村有り」。この山口村から分け入る峠についても「則ち太宰府道、米の山越也。米の山は山口より一里程上りて峠あり、それより二里計下りて太宰府なり。此峠より十余丁も下れば、柚須原（現・筑紫野市）と云村有り。此所より宝満山への道有り」と具体的にです。

他にも、太宰府天満宮で求めたお守りの種類やその初穂料、旅中宿泊した宿の主人の名、船番所での手続きなど、作者が関心を抱いたことについて細かく記しています。

一方で、これが単なる旅の備忘録ではなく紀行文として成立しているのは、折々に挿入される発句の効果でしょう。夜の天満宮で「心澄る宮居や月も影高し」と句を詠む作者の姿に、しみじみとした旅情を感じることができます。

古典の文句に頼らず、経験し感じたことを作者自身の言葉で記しているからこそ、作品に生き生きとした魅力が生まれているのです。その実用性と文学性の絶妙なバランス感覚は、作者の人となりや個性を示すものだと思えるのです。

# 太宰府の文華く公文書館だより143く

## 太宰府博覧会に行ってみた

ページID…7241

明治6（1873）年3月20日から5月10日にかけて、太宰府天満宮境内では「太宰府博覧会」が開催されました。東京や京都における先行の博覧会をお手本に、文明開化と地域振興を目的に掲げた太宰府博覧会は、現在、九州国立博物館の設立に至る博物館設置運動の原点として評価されています。博覧会開催の意図は、県内の「新古物品」を集めて展示すること、自然物と人工物、伝来の逸品と新作品の比較批評が可能となり、それを将来的に製品や技術の改良・普及に繋げていく、ということにありました。

福岡の湊町（現中央区港）にあった商家の7代目、加瀬元将（かせもとまさむねともよしのとみむね）という人が当時、太宰府博覧会を観覧し感想を残しています。加瀬家は湊町で酒造業や質屋を営みつつ、藩士の給与米を扱い融資も行う役割を担い、福岡の町政にも携わった家です。元将が残した『維新雜誌』は、様々な方面から得た情報を書き留めた記録で、武士や町人と深い関りを持つ彼ならではの資料ですが（『新修福岡市史 資料編 近現代1』）、この中に太宰府博覧会のことが出てきます。

元将は、5月初旬に太宰府博覧会の見物に行きますが、展示物の種類と点数の多さを伝えながらも「目を驚かすほどの品物はなかった」と総評しています。主な展示物を羅列し、「拔群突出の品は見えない」と

言いつつ、「ここに笑うべきは……」と綱場町（つなばまち）（福岡市博多区）の見立細工（みたちぎいく）に注目します。綱場町は、菅原道真にゆかりの綱敷天満宮（つなしき）があるところで、明治の終わりがらまで、7月25日の大祭には、周辺の商店が自家の商品を素材にその形状を生かして造形する「つくりもの」を飾っていました。これは「見立細工」と呼ばれ、縁起物や、その時々話題となった事象を表現したようです。

彼は皮肉を込めて「天造物を人知で作ることはできないが、人知を挽回するにはこの見立細工のほかはない。」と大仰に発言し、周囲の見物人を大笑いさせています。「人々その知識を研ぎ、文明開化の域に進歩する」という博覧会の主意を踏まえた上での冗談ですが、「これがはたして人知の限界か」と言いたかったのでしょう。しかし見立細工の出来栄えには純粹に感動した様子で、最終的に「見立細工がまさにこの博覧会の第一等だろう」と風刺的に評しています。

「新しい物が少ない」という点が彼の評価に行き着いた主な原因で、主催者側もこの弱点は認識していました。太宰府博覧会は翌年、翌年と第3回まで開催されることになり、その過程で、改善に向けた努力がなされていったようです（『太宰府市史 通史編別編』）。



## 大宰府の対外的機能（1）

ページID…7241

古代の大宰府とは「律令国家における対外的機能、軍事的機能の一端を担い、かつ西海道（九州）全体を統轄（管内支配機能）した、当時としては最大の地方官衙（役所）」と定義することができると考えています。これまでこの定義をもとに、この欄で軍事的機能の一端としての防人や古代山城のことを考えてきました。今回からは大宰府の対外的機能について考えてみましょう。

当時の法律である養老律令には職員令という編目があり、その中大宰府の職務を定めた条文があります。一方、当時の諸国の職務を規定した条文もあります。両者を比較してみると、その職務はほぼ同じなのですが、大宰府には諸国にはない蕃客・<sup>きか</sup>帰化・<sup>きようせん</sup>饗讌の三項が付け加えられています（ただ九州の壹岐・対馬・日向・大隅・薩摩には例外的に蕃客・帰化も入っていますが、その位置づけがやや異なります）。蕃客は外国使節のこと、帰化は外国人などが王化に帰すること、そして饗讌は外国使節に対する饗応<sup>きようおう</sup>と考えらます。つまり付け加えられた三項の職務はいずれも外国人やその使節についての規定であり、その意味で大宰

府の対外的機能に深く関連するので、このことはとても重要で、大宰府には対外関係において諸国とは異なる職務が与えられていたことを示しています。

それでは、三項の職務は具体的にどのような内容なのでしょう。饗讌は外国使節に対する饗応ですから、入国・滞在中・帰国などの際に催される宴会のことでしょう。大宰府での饗応は、日本書紀や続日本紀といった正史にもしばしば記載されています。

蕃客・帰化はどうでしょう。私は、これらは外国使節や帰化を望む人々に対する管理・監督を意味すると考えています。この管理・監督には当時、安置供給と呼ばれた措置も含まれます。安置とはある場所に留め置いておくこと、また供給とは食事や衣服などを与えることをいいます。その安置供給の場としてすぐに想起されるのが大宰府鴻臚館で、その遺跡が福岡市にあることはみなさんもよくご存じでしょう。このように大宰府は、先の律令の規定に基づいて対外的な役割を果たしていたのです。



## 太宰府天満宮の造営と大内氏

ページID…7241

いま太宰府天満宮では、令和9（2027）年の式年大祭しきねんたいさいに向けて、社殿の改修・葺き替え工事が進められています。そこで今回は、天満宮の社殿造営について、中世の事例を取り上げてみたいと思います。ただ、中世の天満宮造営に関する史料は断片的にしか残っていないので、その中でも比較的多く残っている戦国時代の一事例をご紹介します。

戦国時代の初期にあたる文亀2（1502）年の11月、筑前国ちくぜんこくを治める大内義興よしおきは天満宮に対し、早良郡さわらぐん（現福岡市早良区・城南区周辺）内にある天満宮の領地に半済はんぜいを実施するのを免除しました。半済とは年貢の半分または土地の半分の一時的に領主から取り上げて、必要な費用を捻出する施策です（本紙1月号に詳述）。大内氏は同郡にある支城の安楽平城あんらくへいじょう（現早良区内野付近）に在番する家臣たちに扶持ふちを与えるために、郡中の寺社領に一律に半済を行って費用を確保しようとしたのです。

これに対し天満宮は大内氏に訴えて、当宮は昔から臨時の諸税・負担

を免除されていますと、証拠書類を提示して主張しました。また、いまは造営の最中であり、これで作業が止まったら、神官・社僧たちの悲しみは甚大です、とも述べています。ここで当時、天満宮では造営が行われていたことが判明します。しかし、具体的な様子については何も記録されていません。なお一部の史料には「造営」ではなく「修造」と記されているので、全くの新築や立て直しというより、修理というべき実状だったのかもしれませんが。

その3年前の明応8（1499）年6月、太宰府天満宮が炎上したとの知らせが京都に伝わっています。前年の同7（1498）年には天満宮の大鳥居が焼けたという記事もあります。後世の編纂資料によると、同年の11月22日に、少弐氏しうじの残党と大内氏との戦争の兵火にかかり、天満宮が延焼したとされています。恐らくこの火災が、造営の直接の契機だったでしょう。それでは造営はいつ完成したのか、実ははっきりせず、その後も造営について触れた史料が点々と残されています。

# 太宰府の文華く公文書館だより 146

## 近世紀行にみる太宰府

### 『江漢西遊日記』

ページID: 7241

『江漢西遊日記』は、日本で最初の銅版画家として知られ、蘭学者でもあった司馬江漢しばこうかん（1747～1818）が、天明8（1788）年に江戸を発ち、洋画修行のために各地を巡りながら長崎・平戸に滞在し、再び江戸へ帰るまでの一年間の旅日記です。この作品の解説は『太宰府市史通史編Ⅱ』に掲載しています。江漢は、長崎への旅の途中で太宰府を訪れ、二日間かけて太宰府天満宮や観世音寺、戒壇院、荻萱おしかやの関跡などを見物しました。都府楼跡では「田の中、路の傍ら、縞目付たる瓦いくらもあり。（中略）一つ二つ持帰りぬ」と、古瓦を拾って持ち帰ったことを記しています。都府楼跡の古瓦は、貝原益軒かいばらえきけんの『筑前国続風土記』にも記され、旅人の中には江漢のように記念品として持ち帰る者も少なかつたようです。ところで江漢が拾った瓦には後日談があります。

今年のはじめに九州国立博物館で開催された特別展「平戸モノ語り——松浦静山と熙の情熱——」において、

平戸藩主・松浦静山のコレクションとして「都府楼古瓦」が展示され、箱書に、天明8年に司馬江漢が大宰府跡で拾得した瓦だと記されています。江漢は平戸滞在中に藩主静山と対面し、茶のふるまいを受けるなどの交流がありました。翌年参勤交代で江戸へ上った静山に、江漢は前年秋に都府楼跡で拾得した古瓦にその旨を墨書して贈りました。古瓦を収集していた静山はこの贈り物を大変喜んだのではないでしょうか。もし対面したとすれば、同好の士として大いに話が盛り上がったでしょう。ともかく、太宰府で江漢に拾われた瓦は江戸に持ち帰られ、そこで松浦静山の手に渡って平戸の地で大切に保存されてきたのです。そして再び静山のコレクションとして太宰府へと帰ってくる、というのは随分ドラマチックな話です。江漢や静山をはじめ、江戸時代の人々は都府楼跡の古い瓦を見て、菅原道真が漢詩に詠んだ都府楼の瓦はこれかと遠い過去に思いをはせましたが、『江漢西遊日記』に出てくる瓦はこれかと「都府楼古瓦」を見るのもまた面白いものです。



# 太宰府の文華く公文書館だより141く

## 公文書館にあるモノ資料―

### 水閘土管すいこう

ページID…7241

太宰府市公文書館が所蔵している資料は、ほとんどが文書、つまり紙の資料になりますが、いわゆるモノ資料もあります。今回紹介するのは、『太宰府市史 環境資料編』にも登場する「水閘土管すいこう」です。

重さは7キログラムちよつと、高さ43センチの素焼きの円筒で、両側には互い違いに短い管が突き出ています。これは、熊本県出身の富田甚平とみたしんが明治期に確立した「富田式暗渠排水法あんきょ」による、土地の水はけを良くするための装置の重要パーツです。土中に設置し、左右の管を長い円筒に繋げ、上部には排水を調節するための蓋を取り付け、蓋に括り付けた針金を地上から上げ下げして水の供給をコントロールする仕組みで、今も使われている技術です。

この土管は高雄地区で使われていたもので、上部に大きな欠けがあることから、新しいものと取り替えられ役目を終えたのでしょう。かつて高雄地区では評判の良いコメが収穫されていたそうで、それもこの水閘土管を使った暗渠排水のおかげと思

われます。高雄は元々、ジルタ・フカタ・ムタと呼ばれる、湿度が非常に高い地質を持った土地でした(『市史 環境資料編』)。富田式暗渠排水法が取り入れられた時期は定かではありませんが、明治42(1909)年の新耕地整理法で補助対象事業に暗渠排水が付け加えられ、耕地整理組合を置くことが規定されたため、太宰府でも大正8年頃から組合が組織されました(『市史 近現代史Ⅲ』)。大正末から昭和初期にかけ2度の耕地改良をやったという情報もあり(『市史 民俗資料編』)、公文書館が所蔵する「有吉家文書」にも、「筑紫郡太宰府町第一耕地整理組合」の高雄地区の図面が5点残されていることから、新法の制定をきっかけに高雄の水田改良が行われていったと考えられます。

不思議な形をした土管から、歴史の諸相が見えてきます。



水閘土管

## 大宰府の対外的機能(2)

### 「海商の登場」

ページID…7241

奈良・平安時代初期における日本の対外関係は外交使節の往来がその主流でした。その中で、大宰府は本年4月号で紹介したように、律令に定められた蕃客・帰化・饗識という規定に基づいてその対外的な役割を果たしていました。

しかしこの使節外交にも変化があります。朝鮮半島の新羅との外交では、日本への新羅使派遣は奈良時代末が最後です。日本からの遣新羅使も同時期が最後となります。ただ、これらの事実は結果論でありません。その時期の歴史的経緯を跡づけると、最終的に新羅との国家間の通交が全く期待できなくなるのは平安初期の承和年間（834～847）と考えられます。一方、中国への遣唐使も寛平6年（894）の菅原道真の進言によって派遣が沙汰止みとなり、自然消滅してしまうのです。

こうした事態と入れ違うように、海を渡って交易に携わる商人たち、すなわち海商が登場してきます。9世紀前半のことです。記録のうえでは当初は新羅商人、のちには唐商人とみえますが、日本が新羅商人の排除に動くこともあってその自称を変えた可能性があり、両者に大きな差

異はなかったとも考えられています。

ここで東アジア世界に目を転じると、十世紀は激動の時代と呼ばれています。その最大の要因は、東アジア世界に大きな影響力を及ぼし続いていた唐帝国が907年に滅亡したことです。その後、中国大陆は五代十国という分裂の時代に入ります。

これに連動するように朝鮮半島でも、統一新羅の弱体化とともに、9世紀末～10世紀初頭に後百濟、後高句麗の建国があり、やはり後三国時代と呼ばれる分裂の時期を迎えます。日本においても、天慶の乱（平将門の乱・藤原純友の乱）が勃発、従来の律令国家による支配体制に大きな打撃を与え、武士階級の誕生を促しました。また摂関政治が常態化して、新たな国家体制が出現することにもなりました。

このような唐の滅亡に端を発する10世紀の激動を東アジア世界の画期として捉える見方がありました。一方で東アジアの対外関係を考えるとき、唐の滅亡よりもむしろ先に述べた海商の登場を重視すべきとの見方が提示されており、私もこれに賛成です。それではこの海商の登場によって大宰府の対外的機能はどのように変化していったのでしょうか。次回（12月号掲載予定）はこのことについて述べたいと思います。



太宰府天満宮の造営と

おうち  
大内氏(続)

ページID・・7241

本紙5月号に続き、戦国時代の太宰府天満宮の社殿造営について取り上げます。前回は文亀2(1502)年頃に造営が行われていたことをご紹介しますが、その後も史料が点々と確認できます。

その中でも享禄3(1530)年の事例は、造営の様子自体は何も記載がないものの、興味深い内容なのでご紹介したいと思います。この時、天満宮は造営の費用をどうやって捻出するか、前年から大内氏に訴えていました。これに対し大内義隆が下した判断は、天満宮が過去に売却した領地から、今年と翌4(1531)年の分の年貢を徴収して、これを費用に充てよというものでした。

すでに人に売った土地から年貢を取れというのは、意味が分からないとお思いでしょうが、これは一種の徳政令と考えられます。徳政令とは他人に売り渡した土地を無償で取り返す、あるいは借金をなかったことにする、という中世特有の法令です。徳政という語は、本来は徳のあ

る政治という意味ですが、室町・戦国時代になると借金の棒引きを指すようになっていました。

ただ、ここで義隆が出した指令は、売却済みの領地自体を取り返してよいというのではなく、年貢を二年分に限って収納せよという限定された内容でした。具体的には天満宮側が提出した売却地のリストを大内氏が確認し、その上で大内氏から使者が派遣され、使者と共に天満宮が現地で年貢を催促して徴収する、という手順が示されています。

これまでの研究によると、大内氏は基本的に徳政を禁止していたけれども、家臣や寺社などを経済的に救済・保護する目的に限って徳政を実施していたと指摘されています。実際に、以前に天満宮から徳政を求められても許可しなかった例もあり、大内氏による徳政の施行は非常に限定的なものだったと言えます。ここでは造営の際に徳政を許可しているので、多額の費用がかかる寺社の造営においては、金銭を用立てるため徳政を行わざるを得なかったのでしょう。天満宮・大内氏ともに苦しい懷事情がうかがえます。

# 太宰府の文華と公文書館だより 150

## 十返舎一九の天満宮案内

ページID：7241

文政6(1823)年、江戸の書肆、山口屋・岩戸屋から、十返舎一九作<sup>かんじんいちだいいんしやう</sup>『菅神御一代文章』が出版されました。一九といえは『東海道中膝栗毛』を始めとする膝栗毛シリーズが大当たりした、江戸時代後期を代表する人気作者です。『菅神御一代文章』は、タイトルの菅原道真公の伝記を下段に、「筑前国太宰府天神宮境内之記」という太宰府天満宮の名所案内を上段に配した二本立てスタイルです。これは当時流行した往来物<sup>もの</sup>というジャンルで、寺子屋などで教材として使われるほか、読み物としても楽しめました。一九のほか、山東京伝<sup>さんとうきやうでん</sup>、式亭三馬<sup>しきていさんば</sup>、曲亭馬琴<sup>きやうていば</sup>など人気の作者たちが、往来物を手がけています。

さて、天満宮の見どころを紹介した「筑前国太宰府天神宮境内之記」ですが、その記述は具体的かつ詳細で、まるで現地を見て書いたかのようです。ところが、一九が太宰府を訪れた事実はなく、とすれば、太宰府を描いた先行文献を参考にしたと考えるほかにありません。そこで『菅神御一代文章』刊行以前の紀行文を調べてみると、尾張の商人菱屋平七

(吉田重房<sup>よしだしげふさ</sup>が著した『筑紫紀行』の本文をほぼ引き写していることがわかりました。

『筑紫紀行』は、享和元(1801)年3月に名古屋を出発し中国地方を経て九州にわたり各地をめぐった紀行文で、旅で見たもの聞いたことを大変具体的に記載しており、太宰府天満宮の描写も詳細です。旅の翌年の享和2年までには著され、文化3(1806)年に名古屋を代表する書肆永楽屋(東壁堂<sup>とうへきどう</sup>)から刊行されています。名古屋の書肆とも交流のあった一九が手に入れることは十分に可能で、これが種本と考えて間違いなさそうです。

「十返舎一九著」と明記して、他人の作品の文章を使用することは、現代の感覚からすると問題のようですが、江戸時代の出版界ではそう珍しいことではなく、特に一九はこうした手法をしばしば使っています。書肆の方でも、売れっ子作者の一九の名前で出版することが重要だったのでしょう。

かくして、太宰府に来たことのない十返舎一九による太宰府天満宮案内が世に出ることになったのでした。